

# 1 認定NPO法人等になるまでのフロー

申請者

① 設立認証申請

任意団体からNPO法人へ

(申請に必要な主な書類)《法10①》

- 1 定款
- 2 役員に係る次に掲げる書類
  - イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
  - ロ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの
- 3 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- 4 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 5 設立趣旨書
- 6 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 7 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 8 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

山形県  
(県総合支庁・権限移譲市町)

NPO法人

② 設立認証

③ 事業報告書等の提出《法29》

NPO法人から認定NPO法人等へ

④ 事前相談(任意)

- 事前の自己チェック(P52~65)

⑤ 認定(特例認定)申請

- 申請書及び添付書類(P51)

⑥ 実態確認等

- 確認させていただく資料(例)(P98)

認定NPO法人等

⑦ 認定(特例認定)

- 標準処理期間(180日)

山形県  
(県総合支庁・消費生活・地域安全課)